

## 特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード&lt;中央競技団体向け&gt;適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>『日本視覚障害者柔道連盟 ビジョン2030』という中期基本計画を策定し、総会および理事会において報告後承認され、当連盟HPにて公表している。 当連盟HP : <a href="https://judob.or.jp/">https://judob.or.jp/</a></p> <p>中期計画を立案していくにあたっては、当連盟のミッションに即して現状分析を行い、そこから5つの戦略(目標)を導き出し、それぞれの目標達成に必要な施策により構成した。 本中期計画策定後は、内容の形骸化を防ぐために随時進捗管理を行い、年度ごとに進捗報告を策定し、当連盟のHPに公表するものとする。 計画策定にあたっては、連盟総会および理事会にて審議を行うとともに選手、指導者、審判等からも幅広く意見を募り、日本視覚障害者柔道連盟のビジョンやミッションを念頭において作成している。</p>	<p>1. 連盟定款、 2. 『日本視覚障害者柔道連盟中期基本計画 ビジョン2030』 3. 2021年第2回総会議事録</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>中期基本計画は、「強化事業」「普及振興啓発事業」「資金計画」の3つの計画を総合した計画となっている。令和4年度の第2回連盟総会(令和5年1月15日開催)において「人材計画」も加えたほか、より精緻な「資金計画」も承認された。この「人材計画」が組織運営の強化に関する人材の採用および育成に関する計画に該当し、今後幅広い分野からの人材登用や若手を中心とした人材育成を計画するものとする。 今後の人材採用および育成については、連盟の運営委員会を中心に強化委員会や事務局等の連盟関係者から多角的な意見を幅広く聞き入れて決定するものとする。 当連盟HP : <a href="https://judob.or.jp/">https://judob.or.jp/</a></p>	<p>2. 『日本視覚障害者柔道連盟中長期基本計画 ビジョン2030』 3. 2021年第2回総会議事録</p>
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>中期基本計画は、「強化事業」「普及振興啓発事業」「資金計画」の3つの計画を総合した計画となっており、このうち「資金計画」が財務の健全性確保に関する計画に該当する。 令和4年度の第2回連盟総会(令和5年1月15日開催)においてより精緻な「資金計画」も承認され、新規協賛スポンサー獲得等の財務の健全性確保に向けた計画に基づき行動する。 連盟では「財務状況」として過去4年間(2019年度~2022年度)の財務状況(決算書)を連盟ウェブサイトで公表している。 また年度始めの予算と決算の比較等を行い、財務の健全性確保にも努めている。中期計画の強化事業部門課題1の施策3において強化費等の安定化のための新規協賛スポンサーの多様化にも努めている。</p>	<p>2. 『日本視覚障害者柔道連盟中長期基本計画 ビジョン2030』 3. 2021年第2回総会議事録 4. 2021年度財務諸表、内部監査報告書、外部監査報告書</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	①連盟の一層の発展を図るべく役員構成の多様化を実施している。役員等における女性理事の比率は現在11%(18名中2名)と微増ながら目標未達となっているが、外部理事比率は38%(18名中7名)と目標割合をクリアしている。 女性理事の割合は中長期的な目標として今後も適格人材を積極的に見出し、登用していく。また理事候補となり得る人材を各種委員会に配置して連盟運営に必要な知見を高める機会を積極的に設け、その登用を後押しする。具体的には次期役員改選時(2024年)に20%、2026年に40%を達成する目標とする。外部理事比率は現状目標割合(25%)を上回っているが今後も目標割合を下回らないよう引き続き数値チェック継続していく。 上記の女性理事比率と外部理事比率を目標割合として記載した役員選任規定を今年度第2回総会理事会(令和5年1月15日開催)に提出することを令和4年度第2回運営委員会(令和4年6月19日開催)で決議した。同総会理事会に議案提出し決議・施行。	1. 定款 5. 役員名簿 6. 連盟組織(委員会)図と役員担当表 9. 令和4年度以降における連盟理事の選任について 43. 2022年6月19日開催運営委員会議事録
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	②当連盟は評議員会を設置していないため、本項目は遵守および自己説明の対象外である。	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	③アスリート委員会は設置しており、また現役アスリートが理事として組織運営に携わっている。 アスリート委員会は連盟主催の「全日本視覚障害者柔道大会」に参加歴のある選手で構成されており、年度内に少なくとも2回委員長の招集で開催され、同委員会からの意見・提案は総会や理事会で議論されており組織運営の中でフィードバック出来ている。	7. 専門委員会規程、 8. 過去4年間のアスリート委員会活動報告書 6. 連盟組織(委員会)図と役員担当表

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在20名の役員（理事18名、監事2名）で理事会を構成している（連盟発足当初は理事25名、監事2名の役員数27名。連盟定款では理事数は11名から25名と定められている）。 当連盟には7つの委員会と5つの部会が存在し、基本的に理事が委員長、部会長を務め、複数の理事が各委員会と部会に配置されている。 理事会と委員会との連携を活発化させ意思疎通を円滑化は図られてきたが、今後とも理事会の適正規模を継続検討する。	5. 役員名簿、 6. 役員担当概要、 1. 定款
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事の就任時の年齢は満70歳未満とする制限規則を今年度第2回総会理事会（令和5年1月15日開催）に提出することを令和4年度臨時運営委員会（令和4年9月8日開催）で決議した。同総会理事会で決議し施行。	5. 役員名簿、 6. 役員担当概要、 1. 定款、 9. 令和4年度以降における連盟理事の選任について、3. 2021年度第2回総会議事録 42. 2022年9月8日開催の臨時運営委員会議事録
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	理事の在任年数は原則として5期（1期2年）を超えて選任しないよう再任回数の上限規定を今年度第2回総会理事会（令和5年1月15日開催）に提出することを令和4年度臨時運営委員会（令和4年9月8日開催）で決議した。同総会理事会で決議。 ただし、現状は在任10年を超える理事は10名おり総数18名の60%を超えているため、連盟の継続性を確保しつつ運営機能の著しい低下を防ぐために、役員候補者選考委員会等において各理事の実績等を適切に評価した上で、令和6年の改選時には在任10年を超える理事の半数を退任させることとし、次の在任期間2年のうちに残りの当該理事は退任。令和8年の改選時には在任10年を超える理事は原則ゼロとする。	5. 役員名簿 5-02. 役員年数入名簿 6. 役員担当概要 1. 定款、 9. 令和4年度以降における連盟理事の選任について、 3. 2021年度第2回総会議事録 42. 2022年9月8日開催の臨時運営委員会議事録 10. 令和3年度理事選定委員会議事要旨（第1回、2回）
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 ・証憑書類5-02（役員年数入名簿）1～8の8名→13年目 任意団体であった頃から当団体の活動を支え法人化に尽力するとともに、東京オリンピックパラリンピック招致活動にも本格的に取組み、東京2020大会決定後は、当団体の強化戦略の実現及びアンチドーピング部門の確立のため理事を務めることが必要不可欠だと理事会や運営委員会ほか各種委員会で評価されたため継続し在任している。 ・証憑書類5-02（役員年数入名簿）9-10の2名→12年目 当団体に欠けていたコンディショニングケア部門の整備や選手発掘育成というミッションのため就任し、東京2020大会に向けた仕組み作りのため継続して理事の任に当たることが必要不可欠だと理事会や運営委員会、医科学サポート委員会ほか各種委員会で評価されたため、継続して在任している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	独立した「理事候補者選定委員会」をすでに発足させており、委員については連盟より副会長含めて3名、外部識者4名の合計7名（女性3名、男性4名）で構成されている。	6. 令和4年度理事名簿役割分担表、 10. 令和3年度理事選定委員会議事要旨（第1回、2回）
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	連盟の選手、役職員のほか連盟関係者に向けた「倫理およびコンプライアンスに関する基本方針」および「倫理・懲戒規定」の規程等を整備している。 倫理・懲戒規程第2条に「違反行為」として関係法令および当連盟の定款、関係規定等を遵守し、社会的規範に反することのないよう行動する旨を記載し、同第3条で違反した際の処分等について定めている。 令和5年度はコンプライアンス委員会を設置する等、今後も組織運営等に必要な規程の見直しは適宜行っていく。	11. 倫理およびコンプライアンスに関する基本方針、 12. 倫理・懲戒規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款はじめ、法人の運営に関して必要となる専門委員会規程、経理規程、事務局事務分掌表等を整備している。	1. 定款、 7. 専門委員会規程、 14. 事務局規程、 13. 経理規程、 15. 事務局事務分掌表
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	定款の他、経理規程、文書管理規程、事務局事務分掌表、強化スタッフ規程等の各種規程を整備している。	12. 倫理・懲戒規程、 13. 経理規程、 14. 事務局規程、 15. 事務局事務分掌表、 16. 文書管理規程、 34. 強化スタッフ規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款第3章第18条において役員報酬に関する規程を設けている。職員についても定款第9章において規定しているほか、その対応については就業規則の中で定めている。その採用は嘱託およびパート契約であり、管轄省庁の基準に則って対応している。また役職員の旅費についても旅費規程を定めている。	1. 定款、 17. 就業規則 35. 旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第5章において当連盟の資産について、第6章において会計について定めているほか、経理規程第4章においても固定資産について取扱い規程を整備している。	1. 定款、 13. 経理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	当連盟は従前より正会員および選手登録に関しては無料としてきた。今後の財政的基盤を整えるための諸策を考えるなかで財政的基盤を整える規程も令和6年度末までに整備するものとする。	なし
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	「19. 連盟強化指定選手選考規程」第1条ならびに第2条において、選手選考基準を明確、公平かつ合理的な選考を行っている。国際大会代表選手の選考にあたっては、「38. 代表選手（国際大会派遣選手）選考規程」および「39. 東京2020パラリンピック柔道競技代表候補選手推薦（選考）規程」を整備し、第3者が入った選考委員会を経由することで公平かつ合理的な決定を行っている。（一例として「20. 東京2020パラリンピック日本代表候補選手選考についての指針」）。また、選考結果に不服がある場合の手続きについても「18. 選手強化に関する規程」に明記をして、選手の権利保護を図っている。	18. 選手強化に関する規程、 19. 連盟強化指定選手選考規程、 20. 東京2020パラリンピック日本代表候補選手選考についての指針 38. 代表選手（国際大会派遣選手）選考規程 39. 東京2020パラリンピック柔道競技代表候補選手推薦（選考）規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	通常、全日本柔道連盟とIJF(国際柔道連盟)の規定に基づき、IBSA(国際視覚障害者スポーツ連盟)にて研修を受け、認定された審判を派遣してもらっているが、今後は「40. 国内大会競技規則」に新たに「審判員の選考」項を設け、「41. 審判員選考に関する規則」を定め、審判員の公平かつ合理的な選考を推進する。なお「41. 審判員選考に関する規則」は令和4年度第2回総会理事会(令和5年1月15日開催)での決議を経て施行。	40. 国内大会競技規則 41. 審判員選考に関する規則(案)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	当協会には法務に関する顧問弁護士、税務に関する顧問税理士と契約を行っており、事案が発生した際、担当理事が速やかに各委員会を立ち上げ、状況把握に努めるとともに、顧問弁護士や顧問税理士の指示の元、問題解決に努める体制を確保している。 また、役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	21. 顧問税理事務所との契約書 22. 顧問弁護士（法律顧問）契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会の名称での委員会は設置しておらず、現状、弁護士資格を有する連盟会長や大学教授の連盟理事等が中心メンバーの連盟運営委員会がその役割を担い運営している。 中期基本計画の中でコンプライアンス委員会の設置に向け、委員会規程等具体的な準備を進めており令和4年度第2回総会理事会（令和5年1月15日開催）での決議を経て、施行。	36.コンプライアンス委員会規程（案）
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の名称での委員会は設置しておらず、現状、弁護士資格を有する連盟会長や大学教授の連盟理事等が中心メンバーの連盟運営委員会がその役割を担い運営している。 中期基本計画の中でコンプライアンス委員会の設置に向け、委員会規程等具体的な準備を進めており令和4年度第2回総会理事会（令和5年1月15日開催）での決議を経て、施行。	36.コンプライアンス委員会規程（案）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	NF役職員向けのコンプライアンス教育としては、令和元年第2回理事会において「スポーツ競技団体におけるガバナンスの重要性」というテーマで専門弁護士を講師に迎え研修会を開催し、役職員のコンプライアンス教育を実施している。以後、職員に向けては日本パラスポーツ協会からの教育プログラムに年1回以上参加することとし、職員の意識向上に努めている。 ⇒令和4年度職員向け教育研修開催予定 第1回11月14日(月)(実施済)研修資料添付 第2回令和5年2月20日(月)実施済	23. 理事会研修会資料 45. 所内教育研修資料 【証憑番号を42から45に変更しました。】
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	連盟強化合宿の中で「不正行為(アンチドーピングや八百長)について」等の研修の時間を設け、指導者や選手に教育を実施している。 また日本パラスポーツ協会からの教育プログラム(Eラーニングや視聴プログラム)には年1回以上参加することとし選手、スタッフの意識向上に努めている。	24. 令和4年度第2回強化会議報告書と令和4年度第2回強化合宿案内文および報告書
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当連盟主催大会の審判員は全日本柔道連盟公認の最上位のS級及び上位のA級審判ライセンス保持者に限られている。これらのS級及びA級審判員は全日本柔道連盟で行われているeラーニングによるコンプライアンス講習等を毎年受講することが義務付けられている。	44. 全柔連:公認S・Aライセンス審判員のWEB講習会について
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	経理会計については、顧問契約を締結している税理士事務所があり会計税務に関する監査契約を締結し定期的な決算監査を受けるほか、経常的な相談可能な体制を構築している。 また法律問題について常に相談が可能な体制を構築するために下記法律事務所と顧問契約を令和4年8月に契約済。 東京都中央区日本橋人形町一丁目1番22号 グランピアビル4階 弁護士法人水天宮法律事務所 代表弁護士 前嶋 博	21. 顧問税理士事務所との契約書、 25. 監査報告書 22. 顧問弁護士(法律顧問)契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	財務・経理の処理を適切に行うために必要な「経理規程」を整備しているほか、事務局事務分掌表を定めている。 また毎年監査契約を締結している顧問税理士の助言を受け、公正な会計原則を遵守している。 監事には厚生労働省で企業監査を行っていた者、視覚障害者の中央団体で下部組織の監査を行っている者を選任しており、多角的な見地から適切な内部監査を実施している。 顧問税理士による会計監査および適法性監査に加え、監事による業務監査も適切に行われている。	1.定款、 13.経理規程、 12.倫理・懲戒規程、 26.監事の内部監査報告書、 25.顧問税理士の監査報告書
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	国庫補助金等の利用に際しては、法令、要綱およびガイドラインを遵守し、監査も受けているが特段の指摘等を受けていない。 倫理懲戒規程第2条第6項において補助金等の処理に関する不正を禁じており、会計基準に基づく適切な経理処理を役職員に求めている。	27.令和4年度競技力向上事業補助金交付要綱、 28.JPC事務の手引き（事業の経理処理）、 29.日本スポーツ振興センター競技強化支援事業助成金実施要綱、 13.経理規程、 12.倫理懲戒規程
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、役員名簿等）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 また定款、決算書類、事業計画書をはじめ、各種規程等を当連盟のHP上で開示している。 連盟HP公開ページ： <a href="https://judob.or.jp/federation/#document">https://judob.or.jp/federation/#document</a>	1.定款、 30.事業報告書、収支予算書、収支決算書等を当連盟HPの公開資料ページ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手強化規程、連盟強化指定選手選考規程、国際大会代表候補選手選考規程等を連盟HP上で開示している。また「東京2020パラリンピック大会代表候補選手選考についての指針」も合わせて開示している。 上記の規程等は下記連盟HPの業務に関する規程1にて開示している。 連盟HP公開ページ： <a href="https://judob.or.jp/federation/#document">https://judob.or.jp/federation/#document</a>	18.選手強化規程、 19.連盟強化指定選手選考規程、 20.東京2020パラリンピック大会日本代表候補選手選考委ついで指針を当連盟のHP上で開示している。
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード遵守状況に関する情報は連盟HPに開示している。 連盟HP公開ページ： <a href="https://judob.or.jp/federation/#document">https://judob.or.jp/federation/#document</a>	30. 連盟HP (該当ページ)
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	定款において監事の職務として連盟内での利益相反に類する行為を監査職務の一つと定めている。 また倫理・懲戒規程第2条において、「役職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない」と定めている。 今後は利益相反ポリシーおよび利益相反規程を令和4年度第2回総会理事会（開催令和5年1月15日開催）にて制定し施行済。	1. 定款 12. 倫理懲戒規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	定款において監事の職務として連盟内での利益相反に類する行為を監査職務の一つと定めている。 また倫理・懲戒規程第2条において、「役職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない」と定めている。 今後は利益相反ポリシーおよび利益相反規程を令和4年度第2回総会理事会（令和5年1月15日開催）にて制定し施行済。	1. 定款 12. 倫理懲戒規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度は現在連盟独自の窓口は設けておらず、倫理・懲戒規程第4条において、全日本柔道連盟の窓口を共有としている。 令和4年度第2回総会理事会（令和5年1月15日開催）においてコンプライアンス委員会規程を制定・施行することを機に通報制度についても同時に通報相談窓口規程を制定・施行し通報制度の構築を行う。	12. 倫理懲戒規程 31. ハラスメント委員会規程 36.コンプライアンス委員会規程（案） 37.通報相談窓口規程（案）
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度は現在連盟独自の窓口は設けておらず、倫理・懲戒規程第4条において、全日本柔道連盟の窓口を共有としている。 令和4年度第2回総会理事会（令和5年1月15日開催）においてコンプライアンス委員会規程を制定・施行することを機に通報制度についても同時に通報相談窓口規程を制定・施行し通報制度の構築を行う。	12. 倫理懲戒規程 31.ハラスメント委員会規程 36.コンプライアンス委員会規程（案） 37.通報相談窓口規程（案）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>禁止（違反）行為および処分対象者は、倫理・懲戒規程第2条および第3条でそれぞれ定めている。また処分内容及び処分に至るまでの手続は、倫理・懲戒規程第3条および第5条、第6条ならびに第7条でそれぞれ定めている。</p> <p>なお証憑書類番号12の倫理懲戒規程には、処分結果等の告知方法について記載がないが、令和4年度第2回総会・理事会（令和5年1月15日開催）にて「処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等を記載した書面にて告知する」ことを改定追記する。</p> <p>倫理懲戒規程は当連盟HP上で公開し周知している。</p> <p>連盟HP公開ページ：<a href="https://judob.or.jp/federation/#document">https://judob.or.jp/federation/#document</a></p>	12. 倫理懲戒規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>倫理懲戒規程に沿い、処分の決定は会長が設置を認めた懲戒委員会での決議に基づいて行うことを原則としているが、連盟顧問弁護士が委員会メンバーとして議論に加わることで、処分の審査、および処分案についてより中立性と専門性に配慮している。</p>	12. 倫理懲戒規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>日本スポーツ仲裁機構に関わる案件については、倫理懲戒規程第8条に自動応諾条項を定めている。</p> <p>自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</p>	12. 倫理懲戒規程 18. 選手強化に関する規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>倫理懲戒規程第8条において、処分通知に不服がある場合はスポーツ仲裁によって解決されると定められている。スポーツ仲裁を利用できる者に対する処分決定通知においては、倫理・懲戒規程を添付した上、スポーツ仲裁の利用が可能であることを通知する。</p>	12. 倫理懲戒規程 18. 選手強化に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルを策定し、連盟HPで公表している。 連盟HP公開ページ： <a href="https://judob.or.jp/federation/#document">https://judob.or.jp/federation/#document</a>	33. 危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当連盟では、過去4年間に於いて、該当する不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	なし
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当連盟では、過去4年間に於いて、該当する不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方に関連団体等の組織は有しておらず、この項目は該当しない。	なし
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方に関連団体等の組織は有しておらず、この項目は該当しない。	なし